

業務課からのお知らせ（重要）

1. オンライン資格確認における新規登録データの突合方法について

令和5年6月1日より、健康保険組合に届出する、資格取得届・被扶養者（異動）届への個人番号の記載義務が法令上明文化となり、義務化されております。

個人番号の記載につきまして、事業主・事務担当者の皆様には、ご協力いただいているところです。

また、医療機関では、「オンライン資格確認システム」で資格確認を行うことが原則義務化されており、皆様から届出いただきました、個人番号・5情報（氏名漢字・氏名カナ・生年月日・性別・住民票住所）の正確性が大変重要となっております。

令和6年5月7日（火）より、新規登録データの正確性の確保のため、国が提供しているシステム「誤入力チェックシステム'24」を使用し、新規登録データの全件チェック（住民基本台帳情報との突合）を実施しております。

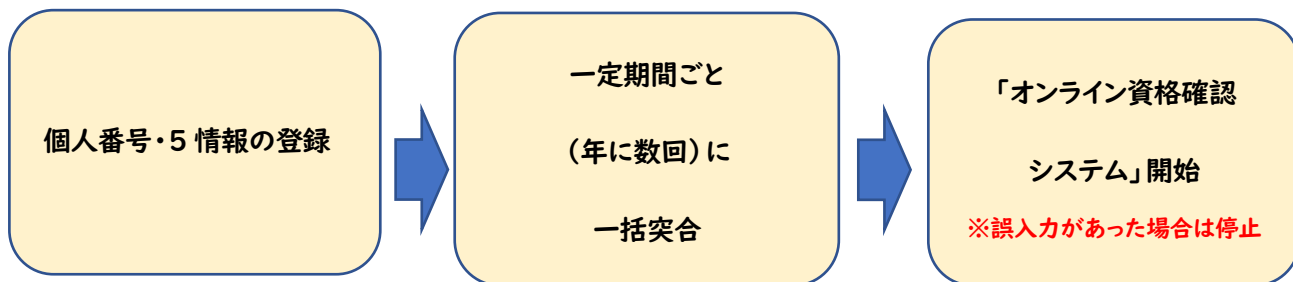
新規登録データの全件チェックには、個人番号・5情報（氏名漢字・氏名カナ・生年月日・性別・住民票住所）すべての情報が必要となり、迅速に、かつ正確に登録することが必須となっております。

新規登録データの全件チェックで情報に誤りがないことが確認できた加入者から「オンライン資格確認システム」で資格確認を行うことが可能となります。

データに誤りがある場合、またはデータ登録に時間を要している場合には、「オンライン資格確認システム」での資格確認ができないため、実際に医療機関から資格情報が「無効」となっているとの問い合わせが増加しております。

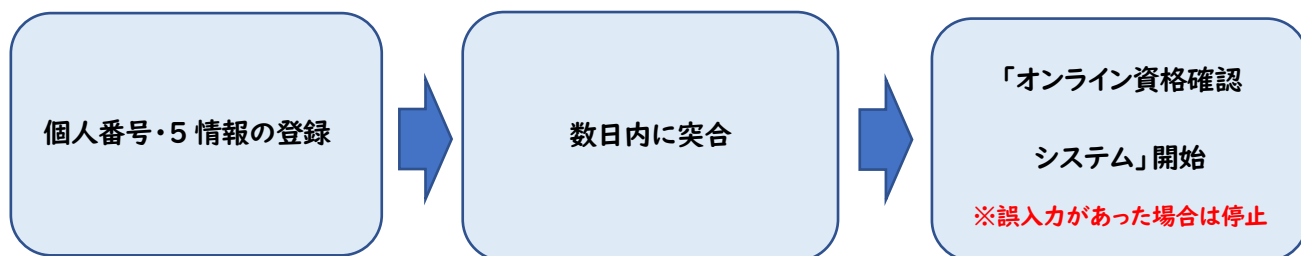
つきましては、引き続き、資格取得届・被扶養者（異動）届への個人番号・5情報（氏名漢字・氏名カナ・生年月日・性別・住民票住所）の正確なご記入、速やかなご提出をよろしくお願いいたします。

●令和6年5月6日までの突合方法



※個人番号・5情報の登録データの突合までに一定の期間が空いていた。

●令和6年5月7日からの突合方法



※登録後数日で突合が行われるため、速やかに個人番号・5情報の登録が必要となる。